

整理番号 5-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和2年度会費 藤枝心愛会		
年月日	令和2年5月3日~令和 年 月 日	金額	4,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

《領収書》


領 収 書

佐野愛子 様

金4,000.円也

但し 令和 2 年度 藤枝心愛会 会費

令和 年 月 日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長 小野 清子 

領収日: 令和2年5月3日 ※ 添付書類: 団体の定款

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,000 円	100%	4,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 特定非営利活動法人 精神保健福祉藤枝心愛会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 精神保健福祉藤枝心愛会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市高柳2丁目6番10号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神障害者の家族及び本人に対して、精神保健福祉活動並びに社会活動の支援に関する事業を行い、市民として協働出来る福祉社会の実現に、寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害者及びその家族に対する相談・支援に関する事業
  - ② 障害者支援団体に対する助成事業
  - ③ 障害者に関する広報・啓発事業
  - ④ 障害者と地域住民との交流事業
  - ⑤ その他 目的達成の為に必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 家族に精神障害者のある人又は精神衛生福祉等の活動に理解があり参加

しようとする人

(2) 総会に出席し、年会費を納入すること。

2 正会員として、入会しようとするものは、理事長が別途に定めるに入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は法人等にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は遠隔地に転居したとき。

(3) 正当な理由なく継続して会費を3年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した、会費及び他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 14人以内

(4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第 1 項で定めている任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(役員欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身故障の為、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数総の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更及び活動予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され

た事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。



(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

#### (10)定数の変更に関する事項

##### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる

##### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人心愛志太に譲渡するものとする。

##### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

##### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑則

##### (細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の正会員の設立及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会費 年額 4,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設、立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

6 平成 26 年 4 月 24 日改正

平成 29 年 4 月 25 日改正

これは、特定非営利活動法人精神保健福祉藤枝心愛会の定款に  
相違ありません。

平成 29 年 4 月 25 日

特定非営利活動法人精神保健福祉藤枝心愛会

理 事 小野清子

整理番号	5-2
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和2年度会費 精神障害者スポーツ推進協議会		
年月日	令和2年5月3日~令和 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめる

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則、事業概要、その他（定款、令和2年総会資料）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	100%	1,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

佐野 愛子 様

金1,000. 円也

但し 令和 2 年度 精神障害者に対する推進協議会 会費

令和 年 月 日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長 小野 清子



領収日：令和2年5月3日

令和2年度  
特定非営利活動法人 精神保健福祉  
藤枝心愛会 総会  
(第54回)



日 時 令和2年(2020年)5月3日(日)  
午後1時30分 開会

会 場 藤枝第三心愛  
藤枝市青葉町2丁目1-46  
(TEL 054-631-7504)

# 総会次第

13時30分～

司会

1. 開会のことば
2. 理事長挨拶
3. 資格審査
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事

第1号議案	令和年度事業報告
第2号議案	令和元年度決算報告及び監査報告
第3号議案	令和2年度事業計画(案)
第4号議案	令和2年度予算(案)

7. 閉会のことば



## 令和元年度 事業報告

精神障害者やその家族の心の支えであることを基本に捉え活動した

### 1. 会員の支え合い、学び合い

- (1)「相談活動」「懇談事業」「第9回家族学習会」を行い、会員・地域家族などに“元気の出る場・話せる場・学びの場”を提供した。
- (2)“困っている障害者や家族”への個別訪問は難しかった。懇談事業では当事者との交流を深めた。
- (3)会員や地域の家族に精神保健福祉への理解を進めるため、「藤枝心愛会だより」「しんあい交信(年5回)」を発行し、情報提供した。
- (4)「懇談事業」「講演会」などにより、会員や地域家族に「障害年金」「成年後見人制度」「訪問看護」「当事者との係り方」などの情報を提供できた。
- (5)一部実施できないバザーもあつたが、新茶、素麺販売、資源回収など福祉事業を積極的に行った。

### 2. 社会活動(対外的な活動)

遅れている「地域医療保健福祉の向上」「精神障害者への地域の理解」に努めた。

- (1)「親亡き後」や「ひきこもり」など、当事者・家族が持つ「医療・生活問題」について講演会などを実施し課題を話し合った。
- (2)「講演会への参加」「広報活動の充実」「福祉事業の活用」「関係団体との連携」などにより、精神障害者への地域の理解を進めた。

### 3. 関係団体との連携と交流

- (1)社会福祉法人心愛志太の事業所への事業に協力した。

特に「藤枝第三心愛建設資金」として、会員58名の募金より727千円、基金会計より323千円、合わせて105万円を令和元年12月に心愛志太へ寄付しました。

- (2)静岡県精神保健福祉会連合会、焼津・藤枝2市心愛連絡会、地域4家族会や他の福祉団体との連携を図った。

### 4. 組織の強化

- 「家族学習会」実施などにより、会員数の増加を進めた。
- ホームページの更新(毎月)を進めた。
- 収入の増加と支出の効率化を進めた。

科 目	予算額(a)	前年度予算額(b)	増減(a-b)	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1. 会費収入	495,000	553,000	-58,000	
①心愛会会費	440,000	488,000	-48,000	①122名→②110名
②スポーツ推進協議会会費	55,000	65,000	-10,000	①65名→②55名
2. 事業収入	818,000	843,000	-25,000	
③そうめん販売	150,000	150,000	0	
④新茶販売	135,000	135,000	0	
⑤バザー	300,000	300,000	0	第一、第二心愛 他
⑥資源回収	80,000	100,000	-20,000	アルミ缶、古紙回収
⑦一円玉募金	40,000	40,000	0	
⑧家族による家族学習会	5,000	10,000	-5,000	参加者テキスト代
⑨みんなねっと誌	108,000	108,000	0	36冊×3,000円
3. 補助金、寄付金収入その他	177,000	177,000	0	
⑩市・社協・県連合会・全国連合会	117,000	117,000	0	
⑪寄付金 その他	60,000	60,000	0	
⑫基金会計から繰入	0	0	0	
当期収入合計(A)	1,490,000	1,573,000	-83,000	
前期繰越収支差額	271,388	169,257	102,131	
収入合計(B)	1,761,388	1,742,257	19,131	
<b>II 支出の部</b>				
1. 事業費	1,281,000	1,333,000	-52,000	
(1) 障害者及び家族に対する相談、支援	373,000	363,000	10,000	
①相談事業(電話相談含む。)	48,000	48,000	0	
②懇談事業	90,000	80,000	10,000	
③家族による家族学習会	85,000	85,000	0	
④研修会参加費補助	70,000	70,000	0	全国・ブロック大会他
⑤クリスマスプレゼント	80,000	80,000	0	対象者数 67人
(2) 障害者支援団体に対する負担、助成	260,000	296,000	-36,000	
⑥県精神保健福祉連合会納付金	132,000	147,000	-15,000	110名×1,200円
⑦(福)心愛志太、同後援会・心愛連絡会	65,000	71,000	-6,000	連絡会(110名×500円)
⑧スポーツ推進協議会会費、社協会費	63,000	78,000	-15,000	スポ協60,000円
(3) 障害者に関する広報、啓発、地域交流	648,000	674,000	-26,000	
⑨会報発行	80,000	80,000	0	しんあい交信、心愛会だより
⑩見学会、講演会、啓発、交流参加	40,000	50,000	-10,000	
⑪そうめん購入(仕入)	127,000	127,000	0	
⑫新茶購入(仕入)	90,000	90,000	0	
⑬バザー関連	155,000	155,000	0	
⑭みんなねっと誌購入	108,000	108,000	0	36冊×3,000円
⑮資源回収運営	48,000	64,000	-16,000	就労作業所へ分配
2. 管理費	265,000	275,000	-10,000	
(1) 会議費	145,000	145,000	0	
⑯総会	125,000	125,000	0	
⑰役員会	20,000	20,000	0	
(2) ⑱事務費	60,000	60,000	0	
(3) ⑲慶弔、交際費	60,000	70,000	-10,000	
3. その他	15,000	15,000	0	
(1) ⑳貸付金	0	0	0	
(2) ㉑基金会計へ繰入	0	0	0	
(3) ㉒予備費	15,000	15,000	0	
当期支出合計(C)	1,561,000	1,623,000	-62,000	
当期収支差額(A-C)	-71,000	-50,000	-21,000	
次期繰越収支差額(B-C)	200,388	119,257	81,131	

※科目間の流用を認める。

整理番号	5-3
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (令和2年5月分)		
年月日	令和2年 5月 7日 ~ 令和 年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

\*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する  
 計算根拠 令和2年4月証拠書 (整理番号 6) 参照

按分の理由 活動費と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

画面ID : BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

06月02日 11時49分時点

[照会条件を変更する](#)

(全15件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高 摘要
001	2020年05月07日分	出金	68,726円		おが刀付入

06月02日 06時00分時点

前ページ  次ページ

[ダウンロード](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

整理番号 5-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所上下水道料金 (令和2年5月請求分)		
年月日	令和2年5月7日~令和 年 月 日	金額	2,442 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

↑ 通常貯金 (靠お借入明細)		5		現在高(貸付高)	
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額		
01					
02					
03					
04	2-05-07	(フジエクスプレス)	水道	2,684	} 4,884円
05	2-05-07	(フジエクスプレス)	水道	2,200	
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	4,884 円	1/2	2,442 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	0435-004805-000	00294-2-13	020 mm
使 用 者 氏 名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

令和 2年 4月分

使用期間 令和 2年 2月 4日から令和 2年 4月 3日まで

今 回 指 針	113
前 回 指 針 ( - )	111
旧メータ使用水量(十)	m <sup>3</sup>
使 用 水 量	2 m <sup>3</sup>

参考までに、前年同月の使用水量は - 9 m<sup>3</sup>でした。

上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 料	2,200 円
請 求 予 定 金 額	4,884 円

(税込み)

次回口座振替日 令和 2年 5月 7日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。  
本票は請求書ではありません。

## 口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	A 0435-004805-000	00294-2-13	020 mm
設 置 場 所 ・ 使 用 者 氏 名			
青木 2丁目 18番 3号			
アオキビル B C-1			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご 指 定 の 振 替 口 座			
金 融 機 関 名	*****		
口 座 番 号	*****	種別	****
口 座 名 義 人	*****		

令和 2年 4月分

使用期間 令和 2年 2月 4日から令和 2年 4月 3日まで

口座振替日 令和 2年 5月 7日

使 用 水 量	2 m <sup>3</sup>
上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 量	2 m <sup>3</sup>
下 水 道 使 用 料	2,200 円
督 促 手 数 料	0 円
振 替 済 合 計 金 額	4,884 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

整理番号	5-5
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料		
年月日	令和2年5月11日~令和 年 月 日	金額	3,100 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通常貯金 (靠お借入明細)				
年月日	取付店	お預り金額	お戻り金額	現在高(貸付高)
01				1,000
02				2,000
03				3,000
04				4,000
05				5,000
06				6,000
07	2-05-11	(NTT)	電話	6,201
08				7,000
09				8,000
10				9,000
11				10,000

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	6,201 円	1/2	3,100 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

**〈加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ〉**

電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。  
 お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
 固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不要です。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～  
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024kou/>



携帯電話 固定電話 インターネット

バラバラの請求をおまとめ請求でひとつに!



おまとめ請求のお申し込みはぜひwebから!

0800-333-1000

おまとめ請求

検索

受付時間：午前9時～午後5時  
 月～金曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

NTTファイナンスからのお得な情報はこちら

情報提供に同意しQRコードを読み取り

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/lp/>



**お知らせ**

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ（無料）／携帯電話からは0800-2000116へ（無料）

※電話の故障は「113」へ（無料）／携帯電話からは0120-444113へ（無料）

※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ（無料）／故障：0120-248995へ（無料）

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

**お電話の移転・解約・名義変更は**

電話番号保留の116  
 携帯PHSからフリーダイヤル  
 番号0800-2000-116

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1.番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

ここから、①②の順にゆっくりおはがしください。  
 記載されている場合は、十分おはがしください。おはがし以外の方向がいた場合は、法律により罰せられることがあります。

**口座振替のご案内（西日本ご利用分）**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2020年 4月ご請求分	2020年 5月11日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,201円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER) 054-646-1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2020年 4月26日発行)

2020年 2月ご請求分 (2020年 3月10日振替)	領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,191円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	*****	
口座番号 (ACCOUNT)	*****	

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



お  
 が  
 は  
 郵  
 便

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT西日本分ご請求額 6,201円  
 (合計) 6,201円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。  
 \*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 \*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の割引サービス（光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

M300B1391002 00670 00670 00 E



料金後納  
郵便

426-0037  
藤枝市青木2丁目18-3

青木ビル 1階 C号  
ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛  
子事務所 様



020042503070100030

重要  
Important

親展  
Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2020年 4月26日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0-800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒461-0005 名古屋市東区東桜1-14-11  
DPスクエア東桜8F

社用  
コード M300B1391002 00670 00670 00 E 20040500E

ここから、①②の順にゆくりおはがしください。  
※裏面に記載されている場合は、十分お確かめください。※各個人以外の方が書いた場合は、互換により封せられることがあります。

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222		3月分	
◇NTT西日本ご利用分			
3,141	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) 2月11日～3月10日	合算
	204	ダイヤル通話料 2月11日～3月10日。なお前月分は178円でした。	合算
( ) 196		(内訳) イチリッツ1適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、3月11日～4月10日です。	
< 196 >		(内訳) イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、197円となります。	
( ) 8		(内訳) 通常通話料適用分	
< 2 >	2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
◇NTT西日本分(小計)	285	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
3,141	3,141	(小計)	
		4月分	
◇NTT西日本ご利用分			
3,038	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) 3月11日～4月10日	合算
	110	ダイヤル通話料 3月11日～4月10日。なお前月分は204円でした。	合算
( ) 110		(内訳) イチリッツ1適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、4月11日～5月10日です。	
< 110 >		(内訳) イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、112円となります。	
( ) 0		(内訳) 通常通話料適用分	
< 2 >	2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	276	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
22	20	ダイヤル通話料 2月11日～4月10日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む	合算
	2	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
3,060	3,060		
◇合計	6,201	合計 2か月分のご請求額です。	

整理番号	5-6
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	令和2年5月15日～令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和2年4月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-05-15	23003	通帳送金
記号	番号	
*****		
取扱番号	お取引金額	
N056	*49,500	
	残高	
島田掛川信用金庫		
島田本店営業部		
普通	916955	
カ) エフエムシマダ		
送金料金	*220円	
振込予定日	02-05-15	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。  
 ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	49,720 円	100%	49,720 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 426-0132  
静岡県藤枝市本郷286

# 御 請 求 書

2020年4月30日

No. 607

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2020年4月度

期間 2020/04/01~2020/04/30

ご請求額 **¥49,500**

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて

お願い申し上げます。

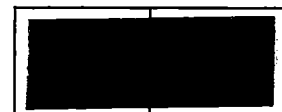
〈お振込み先〉

島田掛川信用金庫 島田本店営業部

普通 0916955

株式会社 FM島田

費 目	請 求 金 額	備 考
コーナー料	45,000	
小 計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合 計	¥49,500	



整理番号 5-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料 (令和2年5月請求分)		
年月日	令和2年5月19日~令和 年 月 日	金額	5,458 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高・貸付高
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
2-05-19	(デュワブテンリョク)	電気	10,917	

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,917 円	1/2 %	5,458 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

料金後納  
郵便

426-0037

静岡県 藤枝市 青木 2丁目 18-5  
青木テナントビル 1-C

ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所 様



AQ0101 05051

親展 電気料金等領収証

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口：掛川

掛川市中央1-5-8

てご覧ください。

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和 2年 5月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

令和 2年 5月20日発行

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 2年 5月19日	10,917円	991円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	旧程	契約種別	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
おなまえ	容量	ご使用量 kWh/m <sup>3</sup>	円	円	円	
			消費税等相当額(再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
	おとくプラン		6,533		-55.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所	60	220		655	-763.40	
	A		593			
	ビジとくプラン		4,384			
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所	3	75		223	-260.25	
	kW		398			

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。  
◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力ミライズ株式会社

印紙税申告納  
付につき名古屋東  
税務署承認済

作成地 名古屋東区東新町

整理番号 5-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

781 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等報酬・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和2年6月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和2年5月26日~令和	年月日	金額 50,220 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-05-26	23003	通帳送金
記号	番号	
*****		
取扱番号	お取引金額	
N055	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ		
送金料金	*440円	
振込予定日	02-05-26	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。  
ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,440 円	1/2	50,220 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 5-9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料、及びモバイル通信料（令和2年4月請求分）		
年月日	令和2年 5月 27日～令和 年 月 日	金額	7,947 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 料金合計額 ケータイ補償サービス利用料+端末分割代金 $19,067 - (380 \text{ 円} \times 1.1 + 2,754 \text{ 円}) \times 1/2 = 7,947 \text{ 円}$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	15,895 円	1/2	7,947 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

画面ID : BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

06月02日 11時49分時点

照会条件を変更する

(全15件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
----	----	----	-------	-------	------	----

002	2020年05月27日分	出金	26,070円			ジヤック
-----	--------------	----	---------	--	--	------

06月02日 06時00分時点

前ページ | 次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ





0617

カードご利用代金明細

カード名:  
カード番号:

お客様番号 ※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義 佐野 様

2020年5月度のご利用代金明細

作成日:2020/5/12

お支払日	2020年5月27日 (水)
お支払金額	26,070 円
獲得ラブポイント	134 点

- ① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回  
お支払金額小計
- ② リボレビング払の今回お支払金額小計
- ※ ご指定口座へは金融機関の前営業日5月26日(火)迄にご用意願います。
- ※ 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求させていただきます。

Jデボのご案内



\* Jデボのご案内  
本明細管発行日現在、標記カードにJデボとして  
¥851が残っております。  
標記カードにてショッピングのご利用を頂いた場合、  
ご利用額よりJデボ分を値引きしてのご請求となります。

ご利用代金明細

※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。  
 ※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用 年月日	ご利用店名 現地通貨額	ご利用前市名など 円換算レート	ご 利 用 音	支 払 回 数	支 払 回 目	今 回 ご 利 用 金 額 (円)	手数料・ 利息・ 諸費用 (円)	今 回 の お 支 払 金 額 (円)	お 支 払 後 残 高 (円)	ポ イ ン ト	頁目
<<今回のお支払 明細>>											
ご利用代金明細印 発行手数料			本 人			88		88			
20/3/31	ドコモご利用料金	4月分	本 人	20/5	1	1	19,067	0	19,067	0	#

1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支 払金額小計	26,070
リボルビング払の今回お支払金額小計	0
<b>お支払金額</b>	<b>26,070</b>

リボルビング払のお支払内訳

前回お支払後元本残高(円)	
諸費用(円)	
今回ご利用金額(円)	
諸費用(円)	
今回お支払金額(円) ①	
内 元本(円)	
内 手数料・利 息(円)	
内 諸費用(円)	

お支払後残高

リボルビング払のご登録内容

	ショッピング	キャッシング
ご返済方式	元金定額	元金定額
ご返済コース	残高スライド	
ボーナス加算月		
ボーナス加算金額 (率)		
手数料・利率	実質年率 %	実質年率 %

※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の  
 内容を表示しております。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 様 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]

**ご利用額のご案内**

ご利用年月 MONTH OF USE	2020年3月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	19,067円 (1,659円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	19,091円(税込)
カケホノライトプラン (2020年3月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
* * * *	* * * *

<b>お知らせ</b>	
【NTTドコモからのお知らせ】-----	
*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***	
[REDACTED]	
[REDACTED]	
(電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制	

**株式会社NTTドコモ 料金領収証**  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ  
〒100-6150  
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計)	4,853	4,853	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	252	252	FOMA・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	9,147	3,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
		-600	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		1,000	スピードモード/1GB追加オプション利用料	合 算
		500	シェアオプション定額料	合 算
		8,348	定額通信料	合 算
		-953	定額プラン (無料通信分) 適用額	合 算
		-2,648	定額データ割	合 算
		0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	402	2,400	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		-1,844	月々サポート適用額	内 税
		6	ユニバーサルサービス料	合 算
		-60	eピリング割引料	合 算
◇端末等代金分割支払金	2,754	2,754	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,659	1,659	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	19,067	19,067	合計	(3回線請求分)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 BREAKDOWN	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
			ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)	2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)	252	252	FOMA・SMS通信料	3月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	3,500	データSパック (小容量) 定額料	合 算
		-600	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		1,000	スピードモード/1GB追加オプション利用料	超過分は1回分です。 合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	3.1G (通信速度制限含む) 合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	0.1G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	862	300	iモード利用料	合 算
		200	キャッチホン利用料	合 算
		※ 380	ケータイ補償サービス利用料 (3B0)	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
		-20	eピリング割引料	3月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計)	721	721	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10% 合 算
◇合計	7,935	7,935	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	
			○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で	
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 BREAKDOWN	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
			ご利用期間 (8/1~8/31)	
◇基本使用料等 (計)	953	1,905	基本使用料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
		-952	定額データ スタンダード割	合 算
◇パケット定額料等 (計)	4,747	8,348	定額通信料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
		-953	定額データプランS (無料通信分) 適用額	合 算
		-2,648	定額データ スタンダード割	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	482	500	moperaU スタンダードプラン利用料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		-20	eピリング割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	618	618	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,800	6,800	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	
			○定額データS割のご契約期間は3月末で	
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

内訳項目・金額 (円) BREAKDOWN AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 DETAILS OF BREAKDOWN	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ) iPad	合 算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	Xiシェアオプション定額料	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 3.1G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) -942	300	spモード利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償 iPhone & iPad 500	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	300	ドコモWiFi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWiFi)	合 算
	-1,944	月々サポート適用額	本回線は10回目の適用 (全24回) 内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	3月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金 2,754	※ 2,754	端末等代金分割支払金	10回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年6月請求迄で、分割支払金残額は	38,556円です。
◇消費税等相当額 (計) 320	320	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 4,332	4,332	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	
		○データプランのご契約期間は3月末で	
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		3月末のステージは、	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

整理番号 5-10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和2年度会費 NPO 法人障害者活動支援団体げんきむら		
年月日	令和2年5月27日~令和 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	障害の有無にかかわらず協働できる福祉社会の実現に寄与することを目的とする
会の活動内容等	障害者社会活動支援事業 (カフェ、アートスタジオでの名刺やプリント製品の受注作成、農業での収穫物の販売など)
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力し県政に活かす

領収証

金額 1,000 円

内訳  
現金 / 小切手 / 手形

但し 17/5/27 年会費

令和2年5月27日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 げんきむら  
障害者活動支援団体  
〒426-0072 静岡県藤枝市南新屋204-4  
TEL/FAX 054-646-0218

印紙税法別表第一課税物件表第17号文書  
非課税物件欄2かっこ書きにより当法人が  
作成する金銭または有価証券の受取書には  
収入印紙が不要とされています。

収入印紙

ココヨウケ-92

※ 添付書類：団体の定款

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	100%	1,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



## 特定非営利活動法人 障害者活動支援団体げんきむら定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 障害者活動支援団体げんきむらという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市南新屋204番地の4に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、障害者に対して社会活動の支援に関する事業を行い、障害があるなしに拘わらず、市民として協働出来る福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。） 第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害福祉サービスを行う事業
  - ② 障害者の社会活動の支援事業
  - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人等
- (2) 賛助会員  
この法人の目的に賛同して、財政的援助ができる個人及び法人等

#### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 総会に出席すること。
- (2) 入会金及び年会費を納入すること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は法人等にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人等が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3人以上
- (4) 監事 2人

#### (役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更及び活動予算の変更
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



## 第10章 雑則

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し任意団体げんきむらに入会し、既に平成14年度分の会費を納入した者は会費を免除する。
  - (1) 入会金 1,000円
  - (2) 会費 1,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

### 附則

この定款の変更は、平成18年9月1日より施行する。

### 附則

この定款の変更は、平成19年3月1日より施行する。

### 附則

この定款の変更は、平成25年12月27日より施行する。

(別紙)

設立時役員名簿

役職名	氏名
理事長	金刺伸衛
副理事長	鈴木裕子
理事	瀬尾祥子
理事	駒澤徳紀
理事	杉村一男
理事	高橋徹生
理事	多々良萬里子
理事	堤坂昭二
監事	太田宏道
監事	小林由美子

整理番号	5-11
------	------

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話通話料 (令和2年5月請求分)		
年 月 日	令和2年5月28 日~令和 年 月 日	金 額	3,175 円

目的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は令和2年4月証拠書 (整理番号 10 ) 参照

2-05-28	ガス	6,350
---------	----	-------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で利用のため	6,350 円	1/2	3,175 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	5-12
------	------

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年5月29日～令和 年 月 日	金額	32,300 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年5月分

氏名

給与	通勤手当 日数9日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 29,150	円 3,150	円 32,300	円	円	円 0	円 32,300

受領印  
受領日 5月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	32,300 円	/	32,300 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	金	2	2	月初打ち合わせ 当月案内文書確認 スケジュール調
2	土	2	2	前期各種提出書類保存処理
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金	2.5	2.5	前期各種提出書類保存処理
9	土			
10	日			
11	月			
12	火	3	3	県政資料発送準備
13	水			
14	木			
15	金	3.5	3.5	県政資料発送作業
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	2	2	当月案内文書確認、スケジュール確認
20	水			
21	木			
22	金	3.5	3.5	情報収集(NPO法人ほか)
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	4	4	県政資料整理、ファイリング
27	水			
28	木			
29	金	4	4	次月スケジュール確認
30	土			
31	日			
計	(A)	26.5	(B)	26.5

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 5 月 29 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B){ 26 時間 30 分}×単価{ 1,100 円}= 29,150 円

②総支給額[ 円]×(B) /(A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 5-13

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年5月29日~令和 年 月 日	金額	32,100 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年5月分

氏名

給与	通勤手当 日数10日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 28,600	円 3,500	円 32,100	円	円	円 0	円 32,100

受領印  
受領日 5月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	32,100 円	/	32,100 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数		政務活動業務内容
1	金				
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水				
7	木	2	2		月初めスケジュール確認
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	3	3		情報収集
12	火				
13	水	3	3		各種案内文書の確認と返信
14	木	3.5	3.5		資料ファイリング
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	3	3		県政報告資料準備
19	火				
20	水	2.5	2.5		県政報告資料準備
21	木	2	2		書類整理・ファイリング
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	2	2		資料集め
26	火				
27	水	2.5	2.5		古い資料の整理
28	木	2.5	2.5		次月予定確認
29	金				
30	土				
31	日				
計		26	26		

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 5 月 29 日

ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 26時間 00分}×単価{ 1,100 円}= 28,600 円

②総支給額{ 円}×(B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。



整理番号 5-14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年5月29日~令和 年 月 日	金額	28,800 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年5月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 28,800	円	円 28,800	円	円	円 0	円 28,800
					受領印	
					受領日	5月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	28,800 円	/	28,800 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	金	4	4	月初打ち合わせ、スケジュール確認
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金	4	4	当月情報収集、案内文書整理スケジュール調整
9	土			
10	日			
11	月	3	3	当月情報整理ファイリング
12	火			
13	水	3	3	県政資料発送準備、発送作業
14	木			
15	金	3	3	県政資料発送準備、発送作業
16	土			
17	日			
18	月	3	3	案内文書整理、スケジュール調整
19	火			
20	水			
21	木	3	3	県政資料ファイリング
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	3	3	次月情報収集(情報誌、新聞)
26	火			
27	水	3	3	次月情報収集(新聞)
28	木			
29	金	3	3	当月各文書整理ファイリング
30	土			
31	日			
計		(A) 32	(B) 32	

上記のとおり雇用したことを証明する。 令和 2 年 5 月 29 日  
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B){ 32 時間 00 分}×単価{ 900 円}= 28,800 円  
 ②総支給額{ 円}×(B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 5-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャキー

780 - 004

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	559	18 円 × 559 km / km	10,062

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子

《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,062 円	100 %	10,062 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年度 (5月)

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
5.1	議会準備事務	自宅-政務事務所	18
4	平和市民活動視察商店街視察	自宅-白子茶町	26
9	事務打ち合わせ	自宅-青木	18
10	お茶視察	自宅-金谷	29
11	FM県政報告収録	自宅-島田	37
12	家庭教育サポート意見交換	自宅-焼津	28
14	事務整理	自宅-青木等	20
15	新規教員講話	自宅-静岡会館	57
18	議案説明	自宅-県庁	57
21	学校訪問大洲等	自宅-青島、大洲	36
23	茶工場視察	自宅-朝比奈	29
25	会派研修会	自宅-県庁	57
26	FM県政報告収録	自宅-島田	35
27	心愛視察	自宅-青島	28
28	島田土木レク、心愛視察	自宅-六合	33
29	市議会議員意見交換	自宅-青木、駅前	26
31	瀬戸川視察	自宅-茶町等	25
		合 計	559

10,062

整理番号 5-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和2年 5月31日～	令和 年 月 日	金額 7,337 円

目的	各方面における情報収集
使途	5月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2020年5月31日

2020年5月分 領収証 発証No. 202005-1(J)

**佐野 愛子 様**

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,037*

本郷286

**合計金額**

**¥7,337\***

8%対象 7,337円

(消費税込み)

(口座振替分)

※は軽減税率対象 約銭：1000:2663 5000: 1000:

マスク・手洗い・うがい・規則正しい生活で健康に過ごしましょう

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収 担当: [Redacted]

有限会社 新聞販売いしがわ  
静岡県藤枝市官原534番地  
TEL (054) 639-0126・0903

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,337 円	/	7,337 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。